

【例：1】加入者が2人の場合（一般的なケース①）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（67歳）	2,500,000 円（年金）	1,400,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（60歳）	1,300,000 円（給与）	750,000 円	国民健康保険

○太郎さんは年金収入、花子さんは給与収入です。
 ○花子さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 （太郎さんは65歳以上なので算定しません。）

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	1,400,000 円	430,000 円	970,000 円	ア
花子さん	750,000 円	430,000 円	320,000 円	イ
合計			1,290,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）× 6.50%	=	83,850 円	①
均等割	28,000 円 × 2 人	=	56,000 円	②
平等割	1 世帯あたり 29,000円	=	29,000 円	③
医療給付費分の合計 ①+②+③		≒	168,800 円	A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）× 2.50%	=	32,250 円	④
均等割	9,000 円 × 2 人	=	18,000 円	⑤
平等割	1 世帯あたり 9,000円	=	9,000 円	⑥
後期高齢者支援金分の合計 ④+⑤+⑥		≒	59,200 円	B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	320,000 円（イ）× 2.00%	=	6,400 円	⑦
均等割	10,000 円 × 1 人	=	10,000 円	⑧
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=	8,000 円	⑨
介護納付金分の合計 ⑦+⑧+⑨		≒	24,400 円	C（百円未満切捨て）

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）× 0.29%	=	3,741 円	⑩
均等割	900 円 × 2 人	=	1,800 円	⑪
18歳以上均等割	200 円 × 2 人	=	400 円	⑫
平等割	1 世帯あたり 1,000円	=	1,000 円	⑬
子ども・子育て支援納付金分の合計 ⑩+⑪+⑫+⑬		≒	6,900 円	D（百円未満切捨て）

6 国民健康保険税の年額

A+B+C+D = 259,300 円

※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。
 ※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。

※令和8年4月1日現在

【例：2】加入者が4人の場合（一般的なケース②）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	4,500,000 円（給与）	3,160,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（38歳）	2,500,000 円（給与）	1,670,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（5歳）			国民健康保険
子	二郎くん（3歳）			国民健康保険

- 太郎さん、花子さんともに給与収入です。
 ○太郎さんは45歳なので、介護納付金分も算定します。
 （花さんは40歳未満なので算定しません。）
 ○一郎くん、二郎くんは未就学児なので、均等割5割軽減が適用されます。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	3,160,000 円	－	430,000 円	=	2,730,000 円	ア
花子さん	1,670,000 円	－	430,000 円	=	1,240,000 円	イ
					合計 3,970,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	6.50%	=	258,050 円	①
均等割	28,000 円	×	2 人	=	56,000 円	②
均等割（未就学児）	14,000 円	×	2 人	=	28,000 円	②'
平等割	1 世帯あたり 29,000円			=	29,000 円	③
医療給付費分の合計 ①+②+②'+③				≒	371,000 円	A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	2.50%	=	99,250 円	④
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑤
均等割（未就学児）	4,500 円	×	2 人	=	9,000 円	⑤'
平等割	1 世帯あたり 9,000円			=	9,000 円	⑥
後期高齢者支援金分の合計 ④+⑤+⑤'+⑥				≒	135,200 円	B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,730,000 円（ア）	×	2.00%	=	54,600 円	⑦（太郎さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑧
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑨
介護納付金分の合計 ⑦+⑧+⑨				≒	72,600 円	C（百円未満切捨て）

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	0.29%	=	11,513 円	⑩
均等割	900 円	×	4 人	=	3,600 円	⑪
10割軽減	900 円	×	2 人	=	△ 1,800 円	⑪'
18歳以上均等割	200 円	×	2 人	=	400 円	⑫
平等割	1 世帯あたり 1,000円			=	1,000 円	⑬
子ども・子育て支援納付金分の合計 ⑩+⑪+⑪'+⑫+⑬				≒	14,700 円	D（百円未満切捨て）

6 国民健康保険税の年額

A+B+C+D = 593,500 円

- ※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。
 ※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。

【例：3】加入者が1人（特定世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（77歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度
妻	花子さん（70歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	国民健康保険

○太郎さん、花子さんともに年金収入です。
○太郎さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）
※国保加入者が1人だけで、後期高齢者医療制度に移行後、5年以内のため「特定世帯」となります。
※特定世帯は、平等割が2分の1となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額
太郎さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》		
花子さん	0 円	430,000 円	0 円 ア
		合計	0 円 イ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下のため、均等割、平等割が7割分軽減されます。
※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	0 円（イ）	×	6.50%	=	0 円 ①
均等割	28,000 円	×	1 人	=	28,000 円 ②
7割軽減	28,000 円	×	0.7	=	△ 19,600 円 ②'
平等割	1世帯あたり 29,000円				
特定世帯	29,000 円	×	1/2	=	14,500 円 ③
7割軽減	14,500 円	×	0.7	=	△ 10,150 円 ③'
医療給付費分の合計 ①+②+②'+③+③'					≒ 12,700 円 A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	0 円（イ）	×	2.50%	=	0 円 ④
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円 ⑤
7割軽減	9,000 円	×	0.7	=	△ 6,300 円 ⑤'
平等割	1世帯あたり 9,000円				
特定世帯	9,000 円	×	1/2	=	4,500 円 ⑥
7割軽減	4,500 円	×	0.7	=	△ 3,150 円 ⑥'
後期高齢者支援金分の合計 ④+⑤+⑤'+⑥+⑥'					≒ 4,000 円 B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

該当なし

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	0 円（イ）	×	0.29%	=	0 円 ⑦
均等割	900 円	×	1 人	=	900 円 ⑧
7割軽減	900 円	×	0.7	=	△ 630 円 ⑧'
18歳以上均等割	200 円	×	1 人	=	200 円 ⑨
7割軽減	200 円	×	0.7	=	△ 140 円 ⑨'
平等割	1世帯あたり 1,000円				
特定世帯	1,000 円	×	1/2	=	500 円 ⑩
7割軽減	500 円	×	0.7	=	△ 350 円 ⑩'
子ども・子育て支援納付金分の合計 ⑦+⑧+⑧'+⑨+⑨'+⑩+⑩'					≒ 400 円 C（百円未満切捨て）

6 国民健康保険税の年額

A+B+C = 17,100 円

※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。
※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。
※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。
※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。

【例：4】加入者が2人で2割軽減を受ける場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（68歳）	2,100,000 円（年金）	1,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（62歳）	1,000,000 円（給与）	450,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（85歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度

○太郎さんと梅子さんは年金収入、花子さんは給与収入です。

○花子さんは62歳なので、介護納付金分も算定します。

○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。

※梅子さんは、特定世帯（5年）、特定継続世帯（3年）の期間満了となりました。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額
太郎さん	1,000,000 円	430,000 円	570,000 円 ア
花子さん	450,000 円	430,000 円	20,000 円 イ
合計			590,000 円 ウ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋（57万円×加入者数）

以下のため、均等割、平等割が2割分軽減されます。

※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ください。

2 医療給付費分の計算

所得割	590,000 円（ウ）× 6.50%	=	38,350 円 ①
均等割	28,000 円 × 2 人	=	56,000 円 ②
2割軽減	56,000 円 × 0.2	=	△ 11,200 円 ②'
平等割	1 世帯あたり 29,000円	=	29,000 円 ③
2割軽減	29,000 円 × 0.2	=	△ 5,800 円 ③'
医療給付費分の合計	①＋②＋②'＋③＋③'	≒	106,300 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	590,000 円（ウ）× 2.50%	=	14,750 円 ④
均等割	9,000 円 × 2 人	=	18,000 円 ⑤
2割軽減	18,000 円 × 0.2	=	△ 3,600 円 ⑤'
平等割	1 世帯あたり 9,000円	=	9,000 円 ⑥
2割軽減	9,000 円 × 0.2	=	△ 1,800 円 ⑥'
後期高齢者支援金分の合計	④＋⑤＋⑤'＋⑥＋⑥'	≒	36,300 円 B （百円未満切捨て）

（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	20,000 円（イ）× 2.00%	=	400 円 ⑦ （花子さんのみ）
均等割	10,000 円 × 1 人	=	10,000 円 ⑧
2割軽減	10,000 円 × 0.2	=	△ 2,000 円 ⑧'
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=	8,000 円 ⑨
2割軽減	8,000 円 × 0.2	=	△ 1,600 円 ⑨'
介護納付金分の合計	⑦＋⑧＋⑧'＋⑨＋⑨'	≒	14,800 円 C （百円未満切捨て）

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	590,000 円（イ）× 0.29%	=	1,711 円 ⑩
均等割	900 円 × 2 人	=	1,800 円 ⑪
2割軽減	1,800 円 × 0.2	=	△ 360 円 ⑪'
18歳以上均等割	200 円 × 2 人	=	400 円 ⑫
2割軽減	400 円 × 0.2	=	△ 80 円 ⑫'
平等割	1 世帯あたり 1,000円	=	1,000 円 ⑬
2割軽減	1,000 円 × 0.2	=	△ 200 円 ⑬'
子ども・子育て支援納付金分の合計	⑩＋⑪＋⑪'＋⑫＋⑫'＋⑬＋⑬'	≒	4,200 円 D （百円未満切捨て）

6 国民健康保険税の年額

A+B+C+D = 161,600 円

※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。

※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。

※令和8年4月1日現在

【例：5】加入者が1人（特定継続世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（60歳）	4,800,000 円（給与）	3,400,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（82歳）	2,000,000 円（年金）	900,000 円	後期高齢者医療制度

○太郎さんは給与収入、梅子さんは年金収入です。

○太郎さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。

○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）

※国保加入者が1人だけで、特定世帯としての期間満了後、3年以内のため「特定継続世帯」となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	3,400,000 円	－ 430,000 円	= 2,970,000 円	ア
梅子さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》			
			合計 2,970,000 円	イ

2 医療給付費分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	6.50%	=	193,050 円	①
均等割	28,000 円	×	1 人	=	28,000 円	②
平等割	1 世帯あたり 29,000円					
特定継続世帯	29,000 円	×	3/4	=	21,750 円	③
医療給付費分の合計 ①+②+③				≒	242,800 円	A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	2.50%	=	74,250 円	④
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円	⑤
平等割	1 世帯あたり 9,000円					
特定継続世帯	9,000 円	×	3/4	=	6,750 円	⑥
後期高齢者支援金分の合計 ④+⑤+⑥				≒	90,000 円	B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	2.00%	=	59,400 円	⑦
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑧
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑨
介護納付金分の合計 ⑦+⑧+⑨				≒	77,400 円	C（百円未満切捨て）

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	0.29%	=	8,613 円	⑩
均等割	900 円	×	1 人	=	900 円	⑪
18歳以上均等割	200 円	×	1 人	=	200 円	⑫
平等割	1 世帯あたり 1,000円					
特定継続世帯	1,000 円	×	3/4	=	750 円	⑬
子ども・子育て支援納付金分の合計 ⑩+⑪+⑫+⑬				≒	10,400 円	D（百円未満切捨て）

6 国民健康保険税の年額

A+B+C+D = 420,600 円

※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。

※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。

※令和8年4月1日現在

【例：6】加入者が3人の場合（限度額を超えるケース）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	56,000,000 円（事業）	11,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（42歳）	3,500,000 円（専給）	2,370,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（12歳）			国民健康保険

○太郎さんは事業収入、花子さんは専従者給与収入です。

○太郎さん、花子さんともに介護納付金分も算定します。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	11,000,000 円	430,000 円	10,570,000 円	ア
花子さん	2,370,000 円	430,000 円	1,940,000 円	イ
合計			12,510,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）× 6.50%	=	813,150 円	①
均等割	28,000 円 × 3 人	=	84,000 円	②
平等割	1 世帯あたり 29,000 円	=	29,000 円	③
医療給付費分の合計	①+②+③ ÷		926,100 円	A（百円未満切捨て）
	※Aが限度額超過のため		670,000 円	A'

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）× 2.50%	=	312,750 円	④
均等割	9,000 円 × 3 人	=	27,000 円	⑤
平等割	1 世帯あたり 9,000 円	=	9,000 円	⑥
後期高齢者支援金分の合計	④+⑤+⑥ ÷		348,700 円	B（百円未満切捨て）
	※Bが限度額超過のため		260,000 円	B'

4 介護納付金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）× 2.00%	=	250,200 円	⑦
均等割	10,000 円 × 2 人	=	20,000 円	⑧
平等割	1 世帯あたり 8,000 円	=	8,000 円	⑨
介護納付金分の合計	⑦+⑧+⑨ ÷		278,200 円	C（百円未満切捨て）
	※Cが限度額超過のため		170,000 円	C'

5 子ども・子育て支援納付金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）× 0.29%	=	36,279 円	⑩
均等割	900 円 × 3 人	=	2,700 円	⑪
10割軽減	900 円 × 1 人	=	△ 900 円	⑪'
18歳以上均等割	200 円 × 2 人	=	400 円	⑫
平等割	1 世帯あたり 1,000 円	=	1,000 円	⑬
子ども・子育て支援納付金分の合計	⑩+⑪+⑪'+⑫+⑬ ÷		39,400 円	D（百円未満切捨て）
	※Dが限度額超過のため		30,000 円	D'

6 国民健康保険税の年額

A'+B'+C'+D' = 1,130,000 円

※医療給付費分が67万円を超える場合は、67万円となります。

※後期高齢者支援金分が26万円を超える場合は、26万円となります。

※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

※子ども・子育て支援納付金分が3万円を超える場合は、3万円となります。